

別表第2(運営規程第8条関係)

介護予防短期入所療養介護利用料金表

単位

令和7年4月1日改定

1 介護給付費の自己負担額

高崎市は、6級地で1単位当たり10.27円で算定し、利用者の負担割合を乗じた金額が負担額

○基本料金

施設体制	居室タイプ	要支援1	要支援2
在宅強化型	従来型個室	632単位/日	778単位/日
	多床室	672単位/日	834単位/日

○各種加算

契約者全員者が対象となる加算

在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51単位/日	厚生労働大臣が定める「在宅復帰・在宅療養支援等指標」の値が70以上などの要件を満たす場合
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及職員負担の軽減に資する方策を検討する委員会の開催や生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に実施等
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位/日	厚生労働省が定める職員配置を実施
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ・令和6年6月1日から	1月あたりの利用料金に7.5%を乗じた額	厚生労働大臣が定める基準に適合している施設が利用者にサービスを行った場合

ご契約者の健康上の必要等に応じて対象になる加算

個別リハビリテーション実施加算	240単位/日	理学療法士等が、1日20分以上個別リハビリテーションを行った場合に加算
療養食加算	8単位/回	医師の指示に基づく治療食の提供を行った場合
送迎加算(片道)	184単位/回	
緊急時施設療養費	518単位/日	入所者の症状が著しく変化した場合、緊急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行った場合に加算、月1回連続して3日を限度に加算
総合医学管理加算	275単位/日	治療管理を目的とし、基準に従い、居宅サービス計画にない指定短期入所療養介護を行った場合(10日を限度)

2 介護保険の給付対象とならないサービス

利用金額の全額がご契約者の負担となります。

(1) 居住費・食費 令和6年8月から

利用者負担段階	居住費		食費
	従来型個室	多床室	
第1段階	550円/日	0円/日	300円/日
第2段階	550円/日	430円/日	600円/日
第3段階①	1,370円/日	430円/日	1,000円/日
第3段階②			1300円/日
第4段階	1,560円/日	610円/日	1,900円/日 ※

※ 朝食 620円 昼食 640円 夕食 640円

参考 令和7年4月から

利用者負担段階	対象者	
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯(世帯分離している配偶者を含む。以下同じ)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	かつ、預貯金等が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額(非課税年金も含む)と合計所得金額の合計が80万9千円以下の方	かつ、預貯金等が単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下
第3段階①	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額(非課税年金も含む)と合計所得金額の合計が80万9千円超120万円以下の方	かつ、預貯金等が単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下
第3段階②	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額(非課税年金も含む)と合計所得金額の合計が120万円超の方	かつ、預貯金等が単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下
第4段階	・上記以外の方	

※食費及び居住費は所得に応じて負担限度額が設定されています。介護保険負担限度額認定証をご提示ください。

(2) その他

特別な室料	従来型個室	1,650円/日	上記、居住費に加算する。 (消費税含む)
	2人部屋	1,100円/日	

日用品費	350円/日	ティッシュペーパー、シャンプー、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉等日常生活雑貨
------	--------	-------------------------------------

3 支払方法

・前月分の請求書を毎月10日(日・祝日の場合翌日)に発行しますので、その月の27日(土日・祝日の場合翌日)までに支払うものとします。

なお、支払いの方法は原則として口座振替とします。但し、困難な場合には、別途協議するものとします。